

第2章 計画の基本的事項

川口市教育振興基本計画は、本市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画であり、教育基本法第17条第2項にもとづいて策定しています。計画策定にあたっては、第6次川口市総合計画、川口市教育大綱に示された方針にもとづくとともに、令和5年に策定された国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）及び令和6年に策定された第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～10年度）を踏まえています。

この基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として設定しています。また、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっています。

学校教育においては、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、学校と家庭・地域社会との連携を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間形成と未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれるよう、本市ならではの教育施策を盛り込んでいます。

生涯学習においては、さまざまな学習機会を提供し、あらゆる世代の市民が生涯学習活動等に参加することを通じて自己実現を果たすとともに、精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成につながる特色ある施策を盛り込んでいます。

